

令和6年度獣医事審議会

第1回 計画部会

農林水産省消費・安全局

午後3時00分 開会

○岩田課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度獣医事審議会第1回計画部会を開催いたします。

初めに、畜水産安全課長の星野より挨拶させていただきます。

○星野畜水産安全管理課長 皆さん、こんにちは。畜水産安全管理課長の星野でございます。

本日は、令和6年度獣医事審議会第1回計画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、委員の先生、皆様方におかれましては大変御多忙にもかかわらず、獣医事審議会計画部会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先般、9月1日に獣医事審議会の委員の改選を行ったところでございまして、本日のこの計画部会におきましては、新たに5名の委員の方、それから1名の臨時委員の方に加わっていただくこととなりました。

また、計画部会長といたしまして、佐伯部会長が選出されております。部会長並びに委員の先生方におかれましては、引き続き御指導、御助言をどうぞよろしくお願いいたします。

さて、計画部会では、獣医療法に基づく「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の策定」ということで策定しているところでございます。また、獣医師法に基づく「臨床研修施設の指定」といった内容に関する御審議をこれまでしていただいているところでです。

遡ってみますと、令和2年5月に、本計画部会では御議論いただきました内容を踏まえまして農林水産省で基本方針というものを策定、公表しているところでございます。これに基づいて都道府県では各都道府県の都道府県計画を作成し、公表し、そして地域の獣医療体制整備を推進しているところでございます。

この基本方針の策定から5年が経過し、鳥インフルエンザのシーズンごとの継続的発生、あるいは豚熱ワクチン接種、家畜診療所の集約など、この5年間で産業動物獣医師を取り巻く状況が大きく変化してきております。農林水産省としましても、産業動物分野の獣医師確保が急務であると考えておりますので、獣医系17大学、あるいは各都道府県、関係団体と連携しまして産業動物獣医療提供体制整備に向けた取組を引き続き進めていきたいと考えています。

本日の計画部会では、このような取組について御報告させていただきたいと思います。

各委員の皆様におかれましては、報告事項になりますが、活発に御意見、御議論いただくことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田課長補佐 ありがとうございました。

課長挨拶にもありましたとおり、令和6年9月に委員が改選され、計画部会には新たに5名、佐伯委員、福原委員、中島委員、山田委員、上家委員、臨時委員に1名、兼子委員に参加していただくことになりました。

また、獣医事審議会長は渋谷会長から落合会長、計画部会長は市川部会長から佐伯部会長、計画部会長代理は川上部会長代理から中島部会長代理となっております。

続きまして、事務的な説明をさせていただきます。

本審議会はオンラインで実施しますところ、委員の皆様方には可能な限り画面は常時表示した状態でお願いいたします。御発言の際には、マイクロソフトのT e a m sの「手を挙げる」ボタンを押していただきまして、部会長の指名を受けてからマイクのミュートを解除し、御発言していただきますようお願いいたします。御発言終了後は「手を挙げる」のボタンをオフにして、再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

また、議題などにつきまして賛否の確認を行う際には「賛成」ボタンをクリックいただきますか、カメラに向かってうなずいていただくことで、賛成や異議なしの旨を確認させていただければと考えております。

報道関係者の方の冒頭カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、これより先の議事につきましては、佐伯部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐伯部会長 本日の議事進行を務めます佐伯です。よろしくお願いいたします。

本年9月付けで計画部会長を仰せつかりました。今後ともよろしくお願いいたします。

この獣医事審議会計画部会は獣医事審議会会長の付託を受け、基本方針の策定又は変更に関すること。2番目として臨床研修施設の指定について御審議をしていただく部会です。

本日は産業動物獣医療提供体制整備に向けた取組について、事務局から報告があるとのこと。審議などが円滑に進みますよう御協力をお願いいたします。

さて、冒頭事務局から紹介がありましたとおり、9月に委員の改選などがありまして、私も含めて今回初めて参加していただく委員の皆様方には簡単に自己紹介をさせていただきます。

きたいと思います。

まず、私からさせていただきたいと思います。その後、福原委員、中島委員、山田委員、兼子委員の順番でお願いしたいと思います。

それでは、まず私からですが、佐伯と申します。

基本的には小動物の開業獣医師で大阪に病院がありまして、大阪獣医師会の会長を務めております。また、日本獣医師会では動物福祉・愛護職域担当理事という役職を頂いておりまして、ほかに災害時の危機管理を担当していただき、危機管理の統括もさせていただいております。

また、愛玩動物看護師の教育というところでも、東京にあります帝京科学大学で看護教育にも携わっております。

このような会の部会長、非常に重い役割だと思いますけれども、全力を尽くしますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○岩田課長補佐 福原先生、お願いします。

○福原委員 初めましての方もいらっしゃると思うんですが、神奈川県秦野市で開業して、小動物臨床をやっております福原美千加と申します。神奈川県獣医師会の理事を経て、日本獣医師会では女性獣医師就業支援の委員をやったりしております。現在は神奈川県獣医師会の方で動物愛護センターの診療等に携わっております。自分の今までやってきた経験知を生かしてお役に立てたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○岩田課長補佐 続きまして、中島委員、よろしくお願いいたします。

○中島委員 埼玉県中央家畜保健衛生所、中島でございます。

全国にある家畜保健衛生所の職員で構成されております家畜衛生職員会を代表して参加させていただいております。

先ほど、課長さんのお話があったように産業動物獣医が少なくなっているということで、家畜保健所におきましても全国の家畜保健所の人数が大分、希望人数が採用されないという状態が続いております。

なかなか給与を上げてこないということでございまして、そういった話につきましていろいろ御意見をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岩田課長補佐 続きまして、山田委員、お願いします。

○山田委員 麻布大学の山田です。専門は獣医放射線学です。診療は産業動物の画像診断の診療をしております。日々学生が産業動物に就職してくれるように励んでいるところです。どうぞよろしくお願いします。

○岩田課長補佐 続きまして、兼子委員、よろしくお願いします。

○兼子臨時委員 日本公庫の兼子でございます。

日本公庫は獣医療法の規定に基づきまして、都道府県知事の認定を受けた診療施設整備計画、こちらに従いまして、往診の車両ですとか超音波診断装置などを対象に融資をさせていただいております。

産業動物医療施設への融資を通じまして、今後も獣医療供給体制の強化、ひいてはそれらを通じて畜産経営の発展に寄与してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○佐伯部会長 新しく委員になってくださいました皆様方、御挨拶ありがとうございます。

それでは、次に委員の出欠状況について事務局から報告をお願いいたします。

○岩田課長補佐 獣医事審議会計画部会は、委員16名、臨時委員5名の計21名となっております。

本日はオンラインでの開催となっておりますが、市川委員、落合委員、金子委員、上家委員、梶木委員、三浦委員、高木委員より欠席の御連絡を頂いており、御出席は14名となっております。獣医事審議会令第5条で定める定足数の過半数を充足していることを報告いたします。

○佐伯部会長 次に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○岩田課長補佐 議事1、獣医事審議会計画部会の所掌事務、議事2、獣医事をめぐる情勢、議事3、地域における産業動物獣医療提供体制の確認（都道府県計画フォローアップ）に関する資料を画面共有させていただきます。

まず、配付資料一覧、議事次第、獣医事審議会計画部会委員・臨時委員名簿、資料1-1から1-4、資料2としまして、2-1と2-2。資料3としまして、資料3-1から3、参考資料として1と2となっております。事前に委員の皆様方には資料を送付しております。さらに本日は全て画面上に共有させていただいて、説明させていただきたいと考えております。

本日の配付資料ですが、既に当省のホームページに掲載しておりますので、御承知おき

ください。

事務局からは以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

各委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

その前に、獣医事審議会における議事録の取扱いについて、事務局から説明があるということですので、お願いいたします。

○岩田課長補佐 獣医事審議会における議事録の取扱いについて説明します。

行政庁の審議会は、閣議決定である「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」を踏まえ、公正な会議運営を行うため会議又は議事録を公開することがルールとなっております。

一方で、平成7年の第3回総会の決定事項として、「獣医事審議会は、獣医師国家試験の実施及び獣医師に係る処分に関する事項等について審議を行うため、議事等を公開した場合には個人のプライバシーを侵すおそれがあること、また特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすほか、各委員の率直な意見の反映を阻害するおそれ等があることから、議事及び議事録は非公開とし、議事要旨の公開の有無については、総会・審議会及び各部会において審議内容に応じ、その都度決議を行うこととしている」とされております。

本日の計画部会につきましては、事務局からの報告となりますので、審議会の会議又は議事録の公開の原則にのっとりまして議事録を公開することとします。

以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

事務局から議事録の取扱いについて御説明がありました。

委員の皆様方から御質問などがございましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、特に御意見もないようですので、本日の議事録につきましては公開することといたしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

本日は議題に沿って進行したいと思います。事務局が説明した後に、委員の皆様方から質疑の時間を設けたいと思っています。

それでは、まず議事1、獣医事審議会計画部会の所掌事務について、事務局から説明を

お願いいたします。

○岩田課長補佐 それでは、事務局より御説明いたします。

資料１－１を御覧いただくとともに、画面上に共有させていただきたいと思います。

まず、獣医事審議会の事務について御説明いたします。

獣医事審議会は獣医師国家試験に関する事務のほか、獣医師の免許やその取消し等に関する事項、獣医師又は診療施設の広告の制限に関する事項、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の策定等に関する事項、臨床研修施設の指定に関する事項など、獣医師法及び獣医療法によりその権限に属された事項を処理するため、農林水産省に設置された審議会でございます。

また、獣医事審議会の構成でございますが、獣医事審議会令の規定により部会を置くことができ、試験部会、免許部会及び計画部会の３部会が設置されております。

獣医事審議会の部会のうち、試験部会では獣医師法第11条の獣医師国家試験の実施について、また12条第１項第２号及び第２項の国家試験の受験資格の認定について、また第14条の不正受験者の措置について、並びに第16条第１項の国家試験の試験科目について審議することとなっています。

免許部会では獣医師法第５条第２項の欠格要件に該当する者に獣医師免許を与えるかどうかに関する調査審議について、獣医師法第８条第２項の獣医師免許の行政処分に関する事項の処理について、獣医療法第17条第３項の広告制限に関する省令の制定・改廃について審議することになっております。

この計画部会では獣医療法第10条第４項により獣医療提供体制整備のための基本方針の策定又は変更について、獣医師法第16条の２第３項の臨床研修施設の指定について審議することになっています。

続いて、計画部会の事務について具体的に説明いたします。

資料１－２を御覧ください。

まず、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針について御説明させていただきます。

獣医療法第10条に基づき、適切な獣医療を確保するための提供体制の整備に関する取組や施策の方向性を示すもので、平成４年に第１次の基本方針を策定して以降、おおむね10年ごとに見直しをしています。

現在は、現行の国の基本方針は令和２年度から令和12年度を計画期間としています。記

載の概要としては、産業動物分野及び家畜衛生公務員分野の獣医師確保や体制に関すること。小動物分野のチーム獣医療提供体制などに関すること。家畜伝染病に関する技術開発に関することなどが記載されているところでございます。

続いて、次のページになります。

国が獣医療を提供する体制の整備をするための基本方針を定め、これに即して都道府県が獣医療の実態把握や生産者のニーズを基に管内の獣医療提供に必要な産業動物獣医師の確保目標等を定めた都道府県計画を策定することができることとされており、現在44道府県が策定し公表しています。

また、後ほど御確認いただきたいんですけれども、参考資料1でお配りしました令和2年5月に策定した獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針では国及び都道府県は基本方針及び都道府県計画の実現のために、取組状況の定期的なフォローアップを行うことになっております。

このため計画部会の委員の先生方にも獣医療の現状を把握していただくことに加えて、国の基本方針、都道府県計画のフォローアップにとって寄与する都道府県における現地調査を行ってもらっているところでございます。

今回の第4次基本方針策定以降、令和3年度には岩手県と熊本県、令和4年度には宮崎県、令和5年度には栃木県を調査していただいております、各県の取組情報を計画部会で報告していただいているところです。

また、今後の取組の参考として、都道府県にもこの報告書を情報共有させていただいております。今年度も現在調整中ではありますが、現地調査を実施する予定でございます。

なお、今後次期基本方針の策定の審議もこの部会で議論していくことになりますので、御承知おきください。

次に、資料1－3を御覧ください。

計画部会の審議内容については、臨床研修施設の指定に関することが含まれております。こちらは飼育動物の獣医療が高度化・多様化し、獣医師はこれら獣医療の需要に対応できる基礎技能と共に診療現場のニーズに即応したより実践的な臨床技術を習得することが一層必要であるということになっております。

このため獣医師法の中で診療を業務とする獣医師は免許を受けた後も臨床研修を行うよう努めること等の規定が創設されており、臨床研修の体制整備を推進することとしまして、診療を業務とする獣医師は免許を受けた後も、大学又は農林水産大臣の指定する診療施設



において臨床研修を行うことに努めるものとされております。

現在、17大学のほか産業動物では5施設、9施設群、小動物では6施設、1施設群がそれぞれ臨床研修施設として指定されています。

次回の計画部会の際には現在届出変更中の診療施設について、御報告させていただく予定となっております。

次に、資料1－4を御覧ください。

獣医療広告制限の見直しについては、こちらは事務委任は免許部会での審議事項となっております。

まず、見直しの概要について簡単に御報告させていただきます。

獣医療広告については、飼育者と誇大な広告等から保護するために規制を行っていますが、近年、獣医師の専門化が急速に進んでおり、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化していました。

このため飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように令和4年度から5年度にかけて獣医療広告制限の見直しを行い、今年4月から施行されています。

具体的に広告可能なことは、獣医師への正確かつ適切な情報提供の努力義務の下、大きく三つに分けていますが、一つ目は獣医師に関することとして、従前から広告可能であった専門科名、学位又は称号に加え、新たに獣医師の役職、履歴、大臣指定団体による獣医師の専門性となっております。

また、二つ目は診療内容に関することとして、併記事項とともに診療行為全般が広告となっております。

さらに三つ目は、ウェブサイト情報については広告制限の対象となり得るとの基本的な考えの下、獣医療安全対策としてウェブサイトでの情報提供について、ガイドラインで一定の管理をし、広告と同様の情報発信を求めているところでございます。

次のページを御覧ください。

この中で、獣医師の専門性の広告については、資料のような仕組みで広告可能としています。具体的には獣医療に関する各学術団体等が獣医師に対して研修、講習の受講、資格試験の受験などの条件を課して認定しています。

そのため各学術団体等が獣医師の専門性を認定するまでの条件は様々で異なっている状況であるため、このような条件が広告可能かどうか評価・認証するものを農林水産大臣が

指定する指定機関とすることとしております。

この指定機関の評価・認証に関する手続の透明性を高めるために第三者による評価ですとか、年1回の国への活動報告を義務付けているところでございます。

この中で年1回の国への活動報告について義務付けているところですが、獣医療提供体制に関わることであるため、獣医療提供体制に関する基本方針の策定又は変更の審議を行っている本計画部会で報告させていただこうと考えております。

次のページをお願いします。

現在指定されている機関については今年7月24日に公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会を指定しておりまして、当該協議会が認証した団体により認定された獣医師の専門性に関する広告が可能となっております。

現在、7団体15資格の獣医師の専門性が広告可能となっているところで、今後も広がっていくと考えております。

以上、計画部会での審議は二つ、報告事項は一つを予定しているところでございます。

事務局からは以上です。

○佐伯部会長 説明ありがとうございます。

事務局からのただいまの質問につきまして、委員の皆様方から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

安齊委員、お願いいたします。

○安齊臨時委員 ちょっと教えてほしいんですけども、この獣医師の専門性の広告が可能になる認証を受けた団体資格名というところの一覧を今説明していただいたんですが、私の関係しているところで、日本ウマ科学会というところがあって、そこで以前から馬の専門獣医師の認証という活動をしていたんですが、現段階ではこのメンバーには入っていない、認証団体に入っていないということなんですが、もし御存じでしたら教えていただきたいんですが、例えばどこで引っかかっているとか、そもそもまだ申請がないとか何か情報がありますでしょうか。

○岩田課長補佐 こちらにつきましては、農林水産大臣の指定するものとして認定・専門獣医師協議会を指定しているところでございますが、具体的な手続につきましてはこちらの協議会に一任しているところございまして、現在申請が上がっているかどうかというところまでは農林水産省では把握していないところでございます。

詳しくはこの協議会に申請を上げていただいて、協議会で議論していただくということ

になるかと思います。

以上です。

○安齊臨時委員　ありがとうございます。

協議会というのは具体的には日本獣医師会ということですかね。

○岩田課長補佐　はい。日本獣医師会の中にある認定・専門獣医師協議会ということになります。

○安齊臨時委員　分かりました。ありがとうございます。

○佐伯部会長　ほかには御質問や御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、今後これらのことにつきましては、本部会で審議事項及び報告事項ということで引き続き御審議していただくことになっておりますので、今後とも皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から議事の2番目、獣医事をめぐる情勢について、御説明をお願いいたします。

○石川係長　議事の2番目については、農林水産省の石川から御説明させていただきたいと思います。

獣医師をめぐる情勢ということで、資料2-1、めぐる情勢と書いてある資料を御覧ください。

まず、皆様御存じのことかもしれませんが、獣医師は全体として合計4万人おりまして、そのうちの約2割が産業動物獣医師として産業動物分野の業務に従事しております。

一番多い小動物診療の分野は1万6,000人、約4割が従事しているという状況でして、その他の分野、大学の先生とか製薬メーカーの獣医師さんとか、こういったところにおよそ6,000人、獣医事に従事しない者が約1割の4,000人いるという状況でございます。

参考で記載してあるこの下の部分を御覧いただきますと、年代別の男女比について記載しておりまして、全体としては36%が今は女性ですが、若くなればなるほど女性獣医師の比率は上がっていて、今、大学では5割以上の女性の獣医学生がいるというような状況でございます。

ページを1枚めくりまして、一方で診療対象、獣医療を提供する対象となる動物、飼育者の状況について御説明させていただきます。

飼育動物につきまして家畜では豚がやや減少、一方で頭数として肉用牛、乳用牛は横ば

いで推移しております。愛玩動物として猫は微増しております、犬は減少傾向にあるということが言えます。

一方で家畜の農家戸数ということでいくと、肉用牛、乳用牛、豚とも減少傾向にございまして、これらのことから家畜の飼養形態につきましては大規模化が進んでいるということが言えます。

一方で愛玩動物分野におきましては、犬、猫の平均寿命が上昇しているということで、犬の飼養頭数が減少しているものの、生涯生きる年数が長くなってきておりまして、愛玩動物分野におきましては、提供する獣医療の質、高齢のワンちゃん、ネコちゃんに対する高度獣医療が求められるなど、提供する獣医療が変わってきているというような状況でございます。

さらに1ページめくっていただきまして、この中で産業動物獣医師の状況ということで確認させていただきたいと思えます。

この後の議事3でも地域の産業動物獣医療体制について確認させていただくという予定ではございますけれども、産業動物獣医師の状況につきまして、先ほど申し上げたとおり産業動物の獣医師は合わせて約2割、その内訳を見ますと、産業動物の診療に従事する獣医師が1割、農林水産分野の公務員、家保で働くような獣医師さんが1割、約4,000人ずつというような内訳になっております。

これらの経年的推移を見ますと、家畜衛生公務員については、平成14年からR4年までの20年間にございまして約10%、350人減っている状況です。

一方、産業動物の臨床獣医師につきましては平成14年からの20年間で3%、やや減っておりますが、横ばいと言えるような状況でございます。一方で、地域によっては臨床獣医師の獣医療提供が十分ではないような地域も発生しているといった課題がございます。

これらの課題につきまして、農林水産省としてどのような獣医療提供体制整備のための施策をしているのかという御説明が次のページになります。

縦の軸が産業動物分野の獣医療に対する関心の度合いを示しておりまして、横の軸で小・中・高校生から大学生、そして就業後ということで示しております。

まず、確保対策についてですけれども、特にこれまで注力してきた分野として獣医系の大学生に対するインターンシップですとか、修学資金の給付、この縦の軸で見ますと、産業動物獣医師として働くことをある程度考えているような者に対する取組を重点的に実施してきたところでございます。

これらに加えて、就業後の対策として再就職や転職の支援、遠隔診療の導入、後ほど議事3で確認させていただきます獣医療提供体制の強化、必要な地域への対応、県計画の確認、中間評価、こういった取組をこれらの確保対策に加えて実施するということでございます。

この確保対策、就業後対策全体像について詳細は後ほどまた御説明させていただきたいと思います。

次のページをめくっていただきますと、今御説明した対策、施策に対する農林水産省で整備している、措置している予算ということになります。

令和6年度におきましては、2億5,000万円の予算を措置しておりまして、令和7年度に向けた概算要求ではおよそ5,000万円増の3億円を要求しているところでございます。

この中身としましては、先ほども御説明したとおり、産業動物分野に就業を志す獣医学生、地域枠入学者、高校生ですね、に対して修学資金を給付するような事業。修学資金を給付し、給付を受けた学生は一定期間は産業動物獣医師として働いてもらいますよというような修学資金の給付事業。

あとはインターンシップとか、産業動物の臨床分野、家畜衛生行政分野に興味のある獣医学生がインターンシップに参加するその費用ですとか、交通費、宿泊費を補助し、逆にインターンシップを受け入れていただく大学やNOSA Iさんだとか、そういったところには受入れの費用を補助する。そういったようなメニューがございます。

下の段にございますのは、技術向上に向けた支援ということで、情報通信機器を用いた遠隔診療、産業動物の遠隔診療を普及するためのメニュー。

そのほか、産業動物分野の獣医師のスキル向上のための研修、あとは女性獣医師など産休、育休などで一時職場から離れている方とか、小動物分野で働いている獣医師さんの転職先として産業動物分野を選んでいただけるような理解醸成のための講習といったものを現在予算にて措置しているところでございます。

最後のこちらの縦長の二つの資料ですけれども、先ほどお示ししましたこの全体像を少し細かく御説明させていただくための資料でございます。

産業動物分野の獣医師確保が急務であるため、獣医学生の産業動物分野への関心を高める取組、産業動物分野の獣医師の働く環境、処遇改善などの取組、これらによりまして産業動物分野の獣医師の確保を進めるということになっております。

まず、Iの確保対策ですが、先ほどお伝えしたとおり、これまでは修学資金等注力して

おりましたが、そもそも産業動物分野、産業動物獣医師になりたいと考えて獣医系大学を志すような小・中・高校生を増やすために、ターゲットを少し変えまして、小・中・高校生向けに獣医師の職域紹介を行うような講座・イベントを実施、これらを補助する。

また、そもそも産業動物分野には興味がないというような状況で入った学生についても入学した後の教育の中で産業動物分野に触れて、働いてみたいというような関心を高めることを目的に、産業動物分野の教育拡充に関する教員と農林水産省のネットワーク構築。さらに取組を強化できるような大学においては低学年での牧場実習だとか産業動物獣医師に関する業務の講義、これらを拡充していきたいというふうに考えております。

次に、産業動物分野にある程度興味がある学生についてはこれまでどおり修学資金の給付、インターンシップの補助、こういったことで実際に就職するところまで結び付けるといような取組を継続して実施してまいります。

就業後の対策につきまして、せっかく産業動物分野を選んで就職してくれたものの、働きやすい環境だとか処遇が整っていない場合は早期の離職につながってしまう可能性がございますので、働きやすい環境の整備といたしまして、診療効率を上げるための遠隔診療の導入、あとは女性獣医師が働きやすいような環境の整備、転職の円滑化。各県でもそれぞれ職員の育成、確保、定着に向けた取組を実施しておりますので、例えば海外に職員を派遣するとか、博士号取得を支援する、そういった各県の優良な事例の横展開も実施しております。

また、給与面、処遇改善のために各県における初任給調整手当増額の事例、獣医師専用の独自俸給表の創設などの優良事例、こちらも横展開をしております。

最後に、こちらが議事3の内容でございますけれども、獣医療法に基づき、令和2年度に策定した都道府県の計画について、各県に中間評価を依頼しまして、実態把握を図るとともに、獣医療提供体制の強化が必要な地域への対応を各県と共に検討していくということになっております。

これらの取組によって産業動物獣医師を確保して、産業動物分野の獣医療提供体制を確保していきたいと考えております。

議事2につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

○佐伯部会長 説明、ありがとうございます。

次の議事にも関連する事項が多いかと思っておりますけれども、現在の状況とそして農林水産省の対応というところがメインだったと思いますが、今の御説明に対しまして皆様方から

御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 就業支援対策のところなんですけれども、私は産業動物臨床に進む獣医師の離職率が高いなという印象を持っているんですけれども、実際そこはデータとしてはどうなんでしょうか。

○石川係長 離職率のデータは、農林水産省としては持ち合わせてはいないんですけれども、やはり結婚や育児など、そういうライフステージの推移と共にその分野を離れてしまう獣医さんが多いなというような印象は同じように受けておりますので、そういった環境、働く環境の整備、それは進めていくとともに離職率の実際のデータ、それもどのようにして集められるかというのを検討してみたいと思います。

○山田委員 確保することも大事なんですけれども、辞めさせないことも大事なんです。その理由が、結婚、出産、これは仕方がないと思うんですけれども、私が聞くところによると、若い女性の獣医師ですと出会いがないとか、あるいは職場がブラックだとか、そういう話を聞きます。それは実際に事例を集めてそれに対してどういう対策を取るかということを決めると、辞める人が減れば、入ってくる人が増えてトータルで数が増えると思いますので、是非御検討ください。

○石川係長 はい、ありがとうございます。

○佐伯部会長 山田先生、大学の方で教育もされているので、今の学生ってどんな感じなんでしょうか。産業動物に関しては。

○山田委員 麻布大学が一生懸命産業動物の臨床教育をやっているんで、私立大学の中では進んでくれる学生が多いです。これをもっと増やしたいなとは思っております。

そこでちょっと関連してなんですけれども、育成確保対策の予算、これが3億円、来年準備できるかもしれないということで、私はこのお金の使い方として就業支援にお金を使うと、事業がある間は増えると思います。事業が終わってしまうと、またそこはなくなってしまうので、就業支援というよりもむしろ就業後対策、先ほどお話がありました獣医師専用の俸給表を作り直すとか、働きやすい職場環境を作るとか、そっちの方にお金を回した方が重点的に、もちろん就業対策も必要なんですけれども、インターンシップも大切です。実習の補助も大切です。でもそれよりも息の長いところにお金をかけた方が長い目で獣医師の数の確保につながるのではないかと思います。私の意見です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

農林水産省、それについて何かコメントはありますか。

○石川係長 おっしゃるとおり、就業後対策はそのまま確保対策にもつながるようなことでございますので、確保対策ももちろん実施するとともに、予算の中で就業後の対策、働きやすい環境の整備、予算でできること、あとは各都道府県さんやNOSA Iさんなどの組織でやっていること、実施していただいていることを農林水産省としてどのように後押ししたり、ほかの組織に展開していくかということだと思いますので、就業後対策についてもおっしゃるとおり力を入れて取り組んでまいりたいと思っています。

○佐伯部会長 今井委員も手を挙げてくださっています。お願いいたします。

○今井臨時委員 資料2-2の取り組み詳細版のところ、6ページです。Iの確保対策の①の若年層・獣医学生の産業動物分野への関心を高める取組というところがあります。

黒丸の二つ目のところの一番下のところなんですけれども、取組に改善の余地がある大学というところでは牧場実習とか産業動物獣医師の業務に関する講義の拡充というのがありますけれども、具体的にはこれは改善の余地がある大学というのは17校中何校ぐらいこれをやっているんでしょうか。

○岩田課長補佐 事務局です。こちらは現在獣医系17大学とネットワークを構築しておりまして、個別にヒアリングをさせていただいているところでございます。全ての大学が実習の場所も含めて実際に対応できるかどうかというところもあるので、何ができるかというところも含めて意見交換をしているところでございます。このため、今何校が実施できていないとか、そこまではこの場では回答できないということは御承知おきいただければと思います。

○今井臨時委員 分かりました。希望としては、すべての大学で、産業動物の獣医師の業務に関する講義を、是非取り組んでいただきたいと思います。

まず、興味を持っていただかないと、この分野に踏み入れようという気持ちにもなっていないと思いますので、いい取組だと思いますので、広げていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○佐伯部会長 山田委員、お願いいたします。

○山田委員 麻布大学の取組をちょっと紹介しますと、1年生に入って一番最初の実習に産業動物基礎実習というのがありまして、牛に餌をあげたり、ミルクをあげたり、掃除をしたり、そういう実習があります。麻布大学に入ってくる時の学生はほとんど小動物希望、90%以上、そこで産業動物のハードルがガクンと下がるんですね。



私が麻布大学に着任したときに、これがこの麻布大学のノウハウかということを知りましたので、是非ほかの大学でも1年生の最初に産業動物基礎実習というのをやって、牛に触れさせると、ハードルが下がるのではないかと思いますので情報を共有します。

以上です。

○佐伯部会長　ありがとうございます。

そのほか、御意見や御質問はございますか。

女性獣医師の割合も増えている中で、女性獣医師の産業動物での分野、そのほか小動物もそうなんですけれども、どう活躍していただくかということも課題だと思いますけれども、女性の委員の方から何か御意見はございますでしょうか。

上松委員、お願いいたします。

○上松臨時委員　NOSA I 宮崎の上松です。女性ということで発言します。

宮崎県の場合は女性、男性に限っておりませんで、男性の育児休業取得ももう相当進んでいます。同じ診療施設内でも男性の育児、あとシニア層、今日は全然話題に出ていませんがシニア、再任用であるとか考査役という形で、定年延長から定年撤廃へと恐らく動いていきますので、変な話、ちょっと議事が女性がと括ってはあるんですけれども、新しい人材に対応した新しい仕事の形態というものを創造していかないと、今後の獣医療というのは成り立たないです。私は産業動物分野の臨床分野におりますけれども。

やはりこれまでの常識にとらわれず、宮崎ではそういうことを先行的にやっていて、うまくいっておりますし、獣医師の待遇改善もうまくいきましたので、民間が上げないと公務員の方の給与も、互いの足を引っ張り合いっこしているのが地方ですので、民間が上がらないから公務員、公務員の給与表を参考にするとNOSA Iの方は今度そっちを参考にすることで、お互いが足を引っ張っていた現実があったんですが、NOSA Iが上げたことによって公務員も初任給調整は日本一高いところに宮崎県は設定したとかで、今年応募人数が一気に10人ぐらいに増えたというのは、昨日ちょうど聞いてきたところです。

なので、やはりちょっとこれまでの常識にとらわれないのは、女性に限らず老若男女において必要であるし、これまでの仕事の形態ではない部分にビジネスチャンスがあって、意外とブルーオーシャンなので、自分としては今は私は管理指導契約というものを横展開する段階に入っていて、来年4月からまた新しい契約形態を宮崎の中に作ろうということまで画策しているんですけれども、当地においては女性が産休、育休とかの課題を感じているという感じはむしろなくて、どちらかというと男性が育児休業取ったときの周りの理解

とか、ちょっとずれているなと思いました。

先ほど山田先生がおっしゃったように、私は処遇改善であるとか、離職率、身内は余り問題ないので、宮崎県庁の中で働いておられる方と昨日ちょっとたまたま県獣医師会の委員会がありましたので、そこでお話を聞いていると、ここ20年ぐらいの間に、やらないといけないことがめちゃくちゃ増えているんだそうです。そういう衛生分野の方々はやらないといけないことがすごく増えているが、やはり整理されない、もしかしたら全国で保健福祉業務の方もそうだし、全国で例えば同じように査定をどういうふうにしてやりましようとか、あと食肉センターの方の衛生に関しても、全国で同じような問合せフォームみたいなものができれば、それで済むようなことを各県で恐らく同じようにずっとやっているんだろうし、もうちょっと整理整頓して、やることがとにかく増えたのに、人手は増えないむしろ減っていつているので、何の余裕もないんですとおっしゃっていました。

自分たちが世の中で何の役に立っているんだろうというところまでいっちゃうと、やはり辞めていくんですよね。だからそういう部分、処遇改善もなんですが、自分たちが社会貢献でこういうことで役に立っているというやりがいみたいなものが、臨床ほどオーナーさんがいるわけではないので、オーナーさんに「ありがとうございます」と言われる機会が多い私たちほどはもしかしたら自己肯定、自己成長を感じる場面が得られにくくなっていけば、やはりそこは就業を続けていくことが。

あと私は、うちに就職する人間の3年未満のアンケートを毎年とっているんです。やはり価値観は相当変わっています。今般、ニュースになっていましたが、大卒の34%が3年未満で離職するという数字が走っていましたけれども、獣医師においても同じだなと思います。やはりすごく彼らは自分の身売りをできる態勢をとっていますので、どこが最も自分の自己成長させてもらえるのかとか、自己実現もそうですし、社会貢献したいと考えていますから、そういうものを感じられる職場というのを常に求めているなというのは思っていますので、これまでの常識にとらわれて、後ろを向いて仕事をしていたのではちょっと無理なのかなというのは思ってお話を聞いていた次第です。

すみません。女性がという括りではないですが、もう新しい人材という形でひと括りにさせていただきました。申し訳ないです。

○佐伯部会長 いえいえ、男性の育児休暇取得など、もう「男性」「女性」というくくりはしない流れだと思いますし、山田先生からも離職率をどうにかすべきだという御発言もあった中でのことですので、とてもすばらしい御意見だったと思います。

今、家畜衛生の方が、農林水産省からの報告からもあったように、人数が減っているという中で、今、御指摘のように業務は増えているということです。家畜衛生の委員の方から何か御発言はございますか。これは言っておきたいみたいなことがあれば、特にないでしょうか。

中島先生、お願いします。

○中島委員 先ほどありましたように、ここ20年くらい家畜保健所の業務も大分変わっていきまして、昔は農家回りして、農家の衛生指導、技術的指導もやりながら農家の経営を上げていこうということで、結構和気あいあい、牧歌的というんですか、そういう雰囲気で行っていた風潮だったんですけども、ここ最近はやはり特定家畜、鳥インフル、豚熱対策、それだけにかかりきっちゃっている。そういった農家の経営をよくするとか、そういうのではなく、いかにうまく病気を出さず、出た場合は殺すかというふうに、気分的にも落ち込むような仕事ばかり積み重なっているというのが現状です。そういった中でなかなか家畜保健所を希望する者も少なくなっているというのが現状でございます。

今年度、私は採用職員の面談をやったんですけども、全部で20人以上で、どういった農林水産分野を希望するのか、それともと畜場、保健所、公衆衛生分野を希望するのか、そういうお話を当然聞くんですけども、そうするとやはりライフワークバランスを充実してそういったことを考えると、やはり公衆衛生分野がいいという人がほとんどで、なかなか家畜保健所、今の学生さんも当然分かっていますので、そういった殺処分という殺伐とした現場ですとか、そういった話も聞いているかと思しますので、そういったところのイメージが相当強いのかなというのが現状です。

それでも都市部の東京、埼玉、神奈川辺りのところについては人が集まってくる方で、人の採用は順調にいと。あと埼玉とか東京については初任給調整手当が一切ない状況なんですけれども、それでも人は集まってきました。以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

○佐伯部会長 それでは、御意見いろいろ頂いて非常に参考になるものも多かったと思います。今後も取組を続けていただきたいと思います。

それでは、続いて議事3の方に進みたいと思います。

議事3は、地域における産業動物獣医療提供体制の確認についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○岩田課長補佐 それでは、事務局より御説明いたします。資料3-1を共有させていた

だきます。

議事１の中でも説明させていただきましたが、計画部会において、御審議していただき、令和２年５月に策定・公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」では、国及び都道府県、又は基本方針及び都道府県計画の実現のために取組状況の定期的なフォローアップを行うこととなっているところです。これを踏まえて、地域における産業動物獣医療提供体制の確認を行おうと考えています。

経緯については、資料に記載しているとおりでございますが、現在都道府県計画につきましては、44道府県が策定されています。

資料３－２を表示します。

こちらが策定県が表示しているとおりとって、44道府県というところでございます。

次のページを御覧いただくと、こちらは都道府県計画における産業動物獣医師の確保対策、もう既にいろいろな対策をしているところがございます。

１例を御紹介しますと、各県で独自にインターンシップですとか、大学訪問を実施したり、産業動物分野への誘引を図る取組としましては、県独自の修学資金の給付をやっているところすとか、もう既に中高生や市民へのPRをしているというところもあります。

また、産業動物分野の労働環境の改善への取組として、再雇用者への配慮ですとか、子育てへの支援、処遇についても先ほどもありましたように初任給調整手当を給付しているところなどが数多くあるというようなところがございます。

また、資料３－１に戻っていただきます。

一方、第４次基本方針策定から５年経過したんですけれども、その間には鳥インフルエンザのシーズンごとの継続的な発生ですとか、豚熱ワクチンの接種の継続、また診療効率の悪いようなところの家畜診療所の集約など、産業動物獣医師を取り巻く状況というものが大きく変化しているところがございます。

このため、産業動物獣医師確保状況及び今後の対応などを現在の都道府県計画のフォローアップを行うということを考えているところがございます。

具体的な確認ポイントは３点ありまして、こちらについては後ほど説明させていただきたいと思っております。

先に今後のスケジュールとしましては、この都道府県に対して、作業依頼を実施しまして、次回計画部会開催のときには都道府県のフォローアップの状況を御報告させていただければと考えております。

県に確認したいポイントにつきましては、資料３－３を御覧ください。

具体的な確認のポイントになります。資料のようにまずは令和２年度から令和12年度を目標とした基本方針に基づく都道府県計画の進捗状況を確認したいというように考えております。このため産業動物獣医師の目標人数、現状人数と、家畜衛生公務員の獣医師の目標人数、現状人数を確認して計画の達成を確認していこうと考えております。

また、都道府県において各地域によって、獣医療提供体制は様々な状況かと思っておりますので、まずは地域NOSAⅠや地域獣医師会と意見交換をした上で、都道府県における獣医療体制整備状況について回答していただくということを考えております。

具体的にはQ３にあるような関係者等の意見交換を踏まえて、産業動物診療体制整備が困難地域があるのかないのかというところを確認した後、４から８のように、困難な地域の場所はどういったことなのか。困難事例はどういうことなのか。生じている要因は何なのか。困難地域に対する現在の対応、今後の対応はどうするのかというようなことを聞きたいと思います。

例えば、Q５当該地域の具体的な困難事例については、共済家畜診療所が不採算地域である当該地域の診療業務から撤退したため、当該地域にある農家に下手したら月に１回しか往診に行けないみたいなことがあるという状態になっているという回答をしていただこうかなと思っております。

例えば、今後の対応につきましては、当該地域で働く開業獣医師に対して、直接都道府県又は市町村による給与の補填を検討するなど、今後の対応も具体的に記載していただくというふうに考えているところで、まず産業動物の診療獣医師の方の整備の状況を確認したいというふうに考えております。

その上で、家畜衛生公務員につきましても状況を把握したいというふうに考えておりますので、まず家保が診療しているのかどうかも聞きつつ家畜衛生公務員が体制整備に関して困難な事例が発生しているのか否かというようなところを同じように聞いていきたいと考えております。

Q11から14のように、困難な事例について生じている要因、現在の対応、今後の対応について聞いていきたいと考えているところでございます。

例えば、家畜衛生公務員の体制整備の具体的な困難事例としては、欠員が生じている、生じる可能性がある、過去に比べて人数が減少した、減少する可能性があるではなくて、その結果としてどのような家保の業務・役割に支障が生じているかというのを具体的に記

載していただくことで、都道府県の皆様と今後どういうふうにしていこうかというようなことを考えていきたいと考えているところでございます。

これらの項目を都道府県にアンケートを実施しまして、獣医療提供体制の強化が必要な地域の洗い出しを念頭に、各県に中間評価をしていただいて実態評価を図って、獣医療提供体制の強化が必要な地域への対応を各県とともに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、事務局からです。

○佐伯部会長 御説明、ありがとうございました。

都道府県計画のフォローアップということで、今後都道府県に作業を依頼して、来年3月の計画部会でその結果を御報告していただくということでした。

この中で、中間評価を都道府県へ依頼することで、アンケート内容の骨子が示されるというところです。

委員の皆様方にはアンケートの項目について、追加で確認した方がいい項目とか、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私も今回初めてこの職についたので、教えていただきたいところがあるんですけども、資料3-2のところで、獣医療法に基づく都道府県計画の策定状況が44道府県ということで、例えば東京とか大阪とか三重とか、白くなっているということは策定してないということになりますでしょうか。

○岩田課長補佐 事務局です。佐伯部会長がおっしゃるとおり、白いところについてはまだ計画が出てきていないところというところになります。

ただ、三重県につきましては、現在、策定はしているという情報は聞いておるところで、もしかすると今後出てくるかもしれないというようなところです。

以上です。

○佐伯部会長 東京とか大阪という大都市を抱えているところがしてないというのは、何か理由があるということでしょうか。

○岩田課長補佐 都道府県計画というのは策定できる規定というところにはなっているところでございまして、東京とか大阪につきましてはそもそも産業動物の農家戸数自体が少ないというところもあって、そこまで確保対策に苦慮していないことがあって、作っていないのではないかとこのように考えています。

○佐伯部会長 なるほど。何で作らないのかということは特に聞かないんですね。

○岩田課長補佐 何で作らないというのは、大阪とか東京は関係者等の意見も踏まえて困難なことはないというふうに判断していると思っております。

○佐伯部会長 分かりました。

ほかに御質問や御意見はいかがでしょうか。

今井委員、お願いいたします。

○今井臨時委員 資料3-2の3ページ、都道府県計画における産業動物獣医師の確保対策というところで、既に取り組んでいる県についての件数が書かれていますけれども、先ほど委員の方々からも意見がありましたけれども、この一覧表の中の4番の(3)、一番下です。離職要因の調査と改善というところが1件だけとなっているので、確保を一生懸命やりながら、出ていってしまう人については一体何が原因だったんだろうかという見直し、この資料からいくとなかなかされていないということになってしまうのかなと思うので、やはりこの実施を促していく必要があるかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○岩田課長補佐 御意見ありがとうございます。

こちらは離職要因の調査と改善、1件について、すみません、手元でどの県かというところはすぐお答えできないところではありますが、今現在都道府県44県でその基本計画の中に書いてある内容というようなところでの整理なんですけれども、やはり離職要因の調査となると、辞めた人にどこまで追って、何で辞めたのというのを具体的に聞くのが難しいというところもあって、記載ができないというところがあるのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、今井委員がおっしゃるとおり、ここが直接今後どういうふうに魅力ある職場ですとか、そういった改善につながるところの意見としては最も重要なことかなというふうには考えているところでございますので、こういったところも何か調査ですとか、そういったものができないのかというところも含めて、検討はしていきたいなと考えております。

以上です。

○佐伯部会長 なかなか調査が難しいというのは分かるんですけども、先ほど上松委員からの御報告でもあったように、やはり辞めない職場というのを作っていくことも新しく採用する以上に大事なことなのかなと思いますので、農林水産省の方でも調査して対策というところも御検討していただきたいと思います。

ほかには委員の皆様方からの御意見、御質問はございませんでしょうか。

山田先生、お願いいたします。

○山田委員 ちょっと細かいことになりますけれども、質問の事項の中に獣医師の一日の診療頭数とそれから人工授精業務があるかないかということも加えてほしいんです。

獣医師でないとできない仕事に獣医師は専念するべきで、人工授精が忙しいから本当にあつぷあつぷなんだということがあるかもしれません。そうするとそこは人工授精師さんに入ってもらうとか、もっと話が大きくなりますけれども、愛玩動物看護師さんに人工授精師の資格も取れるようにして、愛玩動物看護師さんがゆくゆくは人工授精で産業動物の分野にも入っていけるとか、何かそういう長期的な見通しを立てるきっかけにもなるかなと思いましたので、質問に加えてみてはどうかと思いました。

○岩田課長補佐 事務局です。山田委員、ありがとうございました。

今、おっしゃったようにこのほかにも、アンケートで、1日で診療業務とか公務員の仕事の内訳などについてもアンケートで聞けたらなというふうには思っているところでございます。その中で、個別具体的過ぎるところもあるので、人工授精をしているかどうかというところまで聞けるかどうか分からないんですけれども、その業務内容の割合などについては聞いていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

実態把握は大事ですので対応の検討をお願いします。上松委員、手が挙がったようですが。

○上松臨時委員 今、おっしゃったような内容は農業共済組合に関してはあります。離職数もありますし、人工授精師の採用数も持っております。検査技師が何名いるとか、その辺りは協会に問い合わせてもらえれば、私も持っていますけれども、みんな持っていると思うので、もうあるものはあるということで活用されればいいと思いますが、開業獣医師さんの分もあると思いますので、農林水産省の方でもアンケート項目を工夫するというのは大事かと思いますが、既にある調査の内容については御利用になられたらいいのではないかと思いますので、発言しました。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○岩田課長補佐 上松委員、ありがとうございました。

こちらはあくまで都道府県計画ということで、都道府県が主体となって把握していただくということになりますので、その都道府県に関係団体との意見交換を踏まえてというよ



うなところを置いておりますので、その中で、そういった情報も持っているらしいというのはお伝えして、もう既にあるアンケートの内容で対応できるようであれば、そこを活用していただいて、報告してもらおうかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○佐伯部会長　ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方からの御意見、御質問はいかがでしょうか。

特に、公務員獣医師の家畜衛生の方の獣医師も含まれると思うので、そちらからの御意見とか、特に不足ぎみというのが先ほどの議題でもありましたので、何かございましたらお願いします。

特にないでしょうか。

私から、ちょっと素人なので、すみません、目標人数というのが資料3-3の質問事項案のところの一番上の方に出ているんですけども、この目標人数はどういう根拠で都道府県がするんでしょうけども、どういう割り出し方をするのでしょうか。

○岩田課長補佐　こちらは家畜の飼養頭数ですとか、家畜の飼養頭数とあとは診療施設に実際働いている獣医師さんの数ですとか、そういったものを割り算してというような形に加えて、現場の声なども踏まえて各都道府県が10年後にはこれぐらい戸数が減るだろうから、これぐらい獣医師さんは必要だろうなというような形で算出しているというふうに理解しています。

○佐伯部会長　分かりました。ありがとうございます。

ほかはございますでしょうか。その前の議題に関わることでもよいかと思えますけれども、大丈夫でしょうか。

特に御意見等がないようでしたら、今後とも事務局におきましては、今、委員の皆様方から御意見等を頂きましたので、調査項目に加えていただく、また各県の調査依頼をしていただいて、また来年3月の報告に盛り込んでいただけたらと思います。

当部会としましても基本方針及び県の計画の実現に資するために引き続き定期的な検証、関係者に対する助言、指導に努めることとしますので、委員の皆様におかれましては今後とも御意見を賜れますと幸いに思います。

それでは、議題4のその他について、事務局から説明はありますでしょうか。

○岩田課長補佐　最後に、今後のスケジュールについて御報告させていただきたいと思い

ます。

今、議題3でありました都道府県へのアンケートにつきましては、都道府県向けの獣医師講習会というものがございますので、そこで都道府県へのアンケート項目の骨子について説明した後に、中間評価を依頼して、実態把握をしていきたいと考えております。

この結果につきましては、3月開催の獣医事審議会の後に計画部会を開催し、御報告させていただく予定でございます。

また、現在、今年も計画部会の委員の方に都道府県の方に産業動物獣医療体制の確認に行っていただこうと計画しておりまして、11月中旬に鹿児島県を予定しているところでございます。

現在、委員につきましては、本日は出席されていないんですけれども、上家委員と本日出席していただいている上松委員と一緒に行っていただこうと考えておりますので、こちらの結果につきましても、来年3月に開催予定の計画部会で報告させていただく予定となっております。

また、本日の議事録につきましては、事務局で作成後、校正作業を進めまして、御発言していただいた委員に御確認いただいた上でホームページに公表したいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

鹿児島にも行っていただくということで、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年度獣医事審議会第1回の計画部会を終わらせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。

事務局の方にお返ししたいと思います。

○岩田課長補佐 佐伯部会長、本日出席の委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

また引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

午後4時20分 閉会